

新旧対照表  
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 業務関連業務	第 3 章 業務関連業務
第 4 節 通関関連手続	第 4 節 通関関連手続
<p style="text-align: center;">(添付資料情報登録)</p> <p>4 - 28 システム以外の方法により輸出申告又は輸入申告(以下「輸出入申告」という。)を行おうとする者が、システムを使用して次に掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に住所、氏名等必要事項を入力し、「添付資料情報登録業務」により、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>この場合において、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>又は航空貨物通関情報処理システム(以下「通関システム」という。)を使用して行う輸出入申告の場合には当該通関システムの輸出入申告事項登録の「記事」欄に、後記第 7 章 1 - 14 から までに掲げる申告書による輸出入申告の場合には各申告書毎に別途定める欄に、「添付資料情報登録業務」により払い出された「受理番号」を入力又は記載させるものとする。</p> <p>なお、「受理番号」の入力又は記載に当たっては、当該受理番号の前に「CUPES:」を併せて入力又は記載させるものとする。</p> <p>~(32) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">(添付資料情報登録)</p> <p>4 - 28 システム以外の方法により輸出申告又は輸入申告(以下「輸出入申告」という。)を行おうとする者が、システムを使用して次に掲げる関税等の減免税等手続等を行う場合には、から(31)までに掲げる手続にあってはシステムの掲示板から該当する減免税申請等様式をダウンロードし、(32)に掲げる手続にあっては任意の様式により、各様式に住所、氏名等必要事項を入力し、「添付資料情報登録業務」により、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>この場合において、<u>海上貨物通関情報処理システム</u>又は航空貨物通関情報処理システム(以下「通関システム」という。)を使用して行う輸出入申告の場合には当該通関システムの輸出入申告事項登録の「記事」欄に、後記第 7 章<u>(インボイス関連業務)</u> 1 - 14 から までに掲げる申告書による輸出入申告の場合には各申告書毎に別途定める欄に、「添付資料情報登録業務」により払い出された「受理番号」を入力又は記載させるものとする。</p> <p>なお、「受理番号」の入力又は記載に当たっては、当該受理番号の前に「CUPES:」を併せて入力又は記載させるものとする。</p> <p>~(32) (同左)</p>
第 5 章 監視・業務・調査関係業務(その他の手続)	第 5 章 監視・業務・調査関連業務(その他の手続)
第 2 節 証明書類交付手続	第 2 節 証明書類交付申請手続
(削除)	<p style="text-align: center;">2 - 2</p> <p>— <u>税関の事務について電子署名を付した電磁的記録による証明書類の交付を申請しようとする者が、システムを使用して、当該申請を行う場合には、当該交付につき電子署名を付すことができる機器を有する</u></p>

新旧対照表  
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて( 平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号 )】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>税関官署の担当部門に係る「証明書類交付申請業務（電子署名付）」により、証明書類の内容、必要とする事由等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</u></p> <p>— <u>の担当部門は、内容の確認を行った上、交付をする場合には、システムを通じて受理情報を登録するものとする。</u></p> <p>— <u>の申請を行った者は、後記第 6 章の規定により、証明書類の交付手数料を電子的に納付しなければならない。</u> <u>なお、証明書類は、手数料の納付の事実について、(1)の申請を行った者に出力される受理通知書又は税關に出力される領収済通知情報を確認した上で、申請者が持参する証明書類を保存する媒体（FD、CD-RW 等）に保存し、交付することになるので、留意する。</u></p>